

医師の登園許可証

登 園 許 可 証

くいせようちえん 園長様

入園児童氏名

病名 「 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印またはサイン

-----キリトリセン-----

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日間を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後乳幼児は 3 日を経過してから
コロナウイルス	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157,O26,O111 など)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し 48 時間を空けて連続 2 回目の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

(保護者用)

登園届 (保護者記入用)

くいせようちえん 園長様

入園児童氏名

病名 「

」と診断され

年 月 日医療機関名 「

」において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名

印またはサイン

-----キリトリセン-----

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)普段の食事ができること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウィルス等)	症状がある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)普段の食事ができること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと